# 廿日市小学校 PTA 細則 (Ver.10)

### 第1章 会長・副会長・会計監査委員の選出

- 第1条 会長・副会長・会計監査員は、次のように選出されます。
  - (1) 立候補者は、その旨を選挙管理委員会に届け出ます。(会長候補者は、会長委嘱による総務2名・書記1名・会計委員2名の名前も合わせて届け出ます。)
  - (2) 推薦委員会は、候補者を推薦します。 (推薦された会長候補者は、会長委嘱による総務2名・書記1名・会計委員2 名の名前を選挙管理委員会に届け出ます。)
  - (3) 選挙管理委員会は、立候補者と、推薦委員会で推薦された候補者の名前を総会の1週間以上前の全会員に発表します。
  - (4) 総会で立候補者と候補者とを出席した会員の無記名投票により役職別に選挙し、それぞれ多数決をもって選出します。
  - (5) 立候補者がいないときは、推薦委員会で推薦された候補者を選出します。
  - (6) 選出された役員は、会長から委嘱された役員と共に、総会において就任しま す。

#### 第2章 推薦委員会

- 第2条 推薦委員会の委員は、次のとおりです。
  - (1) 各学級から、学級委員1名ずつ。
  - (2) 校外活動委員から、各ブロック長1名ずつ。
  - (3) 教職員から、互選により2名。
  - (4) 運営委員から、互選により1名。この委員は、選挙委員長として最初の開催の任にあたります。
  - 2 委員の中から、互選により副委員長2名を選出します。
  - 3 推薦委員会は、その任務が終了したときに解任されます。
- 第3条 推薦委員会は、次の任務を行います。
  - (1) 会長・副会長・会計監査委員の候補者を推薦します。
  - (2) 候補者の数は、6名以上とします。
  - (3) 推薦委員会の委員長と副委員長は、推薦された候補者にその旨を伝え、本人との話し合いで、役職別に候補者を決めます。
  - (4) (3) の結果を選挙管理委員会に伝えます。
- 第4条 推薦委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立します。
  - 2 推薦委員会の議事は、出席者の過半数で決めます。

#### 第3章 選挙管理委員会

- 第5条 選挙管理委員会の委員は6名とし、教頭1名と常置委員会の副委員長各1名で構成され、互選により委員長1名を選出します。ただし、6名の委員は、推薦委員を 兼ねることはできません。
  - 2 選挙管理委員は、その任務が終了したときに解任されます。
- 第6条 選挙管理委員会は、次の任務を行います。
  - (1) 全会員に立候補者の届け出用紙を配布し、立候補者の受け付けを行います。 締め切り日は総会の10日前までとします。
  - (2) 立候補者と推薦委員会で推薦された候補者の名前を事前に全会員に発表します。
  - (3) 総会当日、立候補者と候補者の選挙に関する事務を行い、選出された役員の 名前を発表します。

## 第4章 常置委員会

- 第7条 常置委員会は、各学級・各地域から選出された以下の委員によって構成されます。
  - (1) 各地域のブロック長および各子ども会の会長を校外活動委員とします。
  - (2) 各学級から、話し合いにより原則5名の学級委員を選出し、話し合いにより文化委員・生活委員・広報委員に分かれます。
- 第8条 文化委員会は、各学級の文化委員及び教職員若干名で構成されます。
  - 2 各学級の文化委員の互選または立候補により、委員長1名・副委員長2名を選出 し、会長が委嘱します。
  - 3 PTCAの企画等を行い、学校教育への理解と協力に努めます。
- 第9条 生活委員会は、各学級の生活委員及び教職員若干名で構成されます。
  - 2 各学級の生活委員の互選または立候補により、委員長1名・副委員長2名を選出 し、会長が委嘱します。
  - 3 児童及び会員の保健・体育・厚生の研究と推進を図ります。
  - 4 奉仕作業等を通じて、環境設備・学校緑化を計画、推進します。
  - 5 地域行事への参画を通じて、地域との連携強化および活性化を図ります。
  - 6 学校施設の充実のための事業を企画、実施し、特別会計・ベルマーク会計として 処理します。

- 第10条 校外活動委員会は、委員長、副委員長、各ブロック長、各子ども会会長及び教職員若干名で構成されます。
  - 2 委員長は、会長が委嘱します。又、副委員長は、サポートチームから1名と、 地区ごとのブロック長より1名を副委員長として選出します。
  - 3 地区子ども会の育成に努め、児童の校外活動の健全な進展をはかります。
  - 4 廿日市市内の生涯学習機関及び関係諸機関との連絡提携を行い、教育環境の改善にむけて活動します。
  - 5 校外活動委員会を中心として、地域の方々と連携し、立哨によるあいさつ・交 通安全指導を行います。
- 第11条 広報委員会は、各学級の広報委員及び教職員若干名によって構成されます。
  - 2 各学級の広報委員の互選または立候補により、委員長1名・副委員長2名を選出し、会長が委嘱します。
  - 3 各委員会・各行事に出席して、その活動を取材し、会員の声を反映します。
  - 4 広報紙「まどい新聞」・PTAだよりを発行し、PTA活動の普及に努めます。

#### 第5章 臨時委員会

- 第12条 臨時委員会の委員は、取り扱う要件に応じて、そのつど運営委員会で選出します。
  - 2 委員長は、互選により1名選出します。
  - 3 臨時委員は、その任務が終了したときに解任されます。

#### 第6章 サークル活動

- 第13条 会員相互の研修と親睦を目的として、サークル活動を行います。
  - 2 サークルは、会員の自主的な活動で運営されます。
  - 3 サークルを新しく設けるときは、運営委員会で成立を認められます。

- 附 則 1 この規定は平成5年4月23日に改正、実施されました。(Ver.2)
- 附 則 2 この規定は平成11年4月30日に改正、実施されました。(Ver.3)
- 附 則 3 この規定は平成13年2月23日に改正、実施されました。(Ver.4)
- 附 則 4 この規定は平成16年3月23日に改正、実施されました。(Ver.5)
- 附 則 5 この規定は平成19年3月30日に改正、実施されました。(Ver.6)
- 附 則 6 この規定は平成22年4月17日に改正、実施されました。(Ver.7)
- 附 則 7 この規定は平成23年4月23日に改正、実施されました。(Ver.8)
- 附 則 8 この規定は平成28年4月16日に改正、実施されました。(Ver.9)
- 附 則 9 この規定は平成31年4月20日に改正、実施されました。(Ver.10)